

編集発行人 税理士 細見 秀 樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 事業年度の変更

Q. 今年の1月に会社を設立した会社ですが、決算期を何も考えずに5月としてしまいました。決算期を変更したいのですができますか？

A. 決算までに定款を変更して、税務署に届出をすれば認められます。

法人の事業年度は、株主総会で事業年度を変更する決議をして、定款等の変更をすれば変更することができます(変更によって事業年度が1年を超える場合は、事業年度の初日から1年間を一事業年度とし、最後に1年未満の期間が生じたときはそれも一事業年度となります)。

事業年度を変更した場合には、一年未満の事業年度が生じてきますのでその変更後の事業年度に基づいて所得計算をし、法人税等の申告をします。

変更によって、1年未満の事業年度が生じてきますので、12か月計算の限度額等の期間計算が必要になってきます。

また、変更等が完了する前に事業年度が終了した場合は、その終了した事業年度については変更が認められませんので、ご質問の場合でしたら、5月末までに定款等の変更手続きが終わればこの期から変更することができますが、変更手続きが5月を過ぎると、次の決算からの変更になりますので注意が必要です。

なお、事業年度を変更した場合は、書面でその旨を所轄税務署長に遅滞なく届け出なければなりませんので忘れないようにしてください。

### ★ 決算賞与の未払計上

Q. 今期は、業績が良かったので、社員に決算賞与を支給しようと思います。支給は来期にしようと思いますが、何か注意することはありますか？

A. 賞与を未払計上する場合は、要件がありますので、注意してください。

使用人に対する賞与の損金算入計上時期は、原則として、その支給をした事業年度となっていますが、次の要件すべてを満たしている場合には、その支給額を使用人に通知した事業年度に計上してもよいこととされています。

①その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること

- ②①の通知をした金額をその通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること
- ③その支給額につき、①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

ただし、この場合には、次の点に注意してください。

- ①通知した賞与は、支給日に使用人が在職していようとしまいと支給しなければなりません。
- ②通知は文書で行ってください。
- ③必ず1月以内に支払ってください。

\*口頭で通知を行っていた場合に税務調査で否認を受けた事例がありますのでご注意ください。

なお、就業規則等で賞与の支給対象者は賞与支給日に在職している者などと定めている場合には、決算賞与が認められないこととなりますので、この点にも注意してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5350.htm>

## 資 産 税

### ★ 空き家に係る3,000万円控除特例の見直し

Q. 平成31年の税制改正では、空き家に係る3,000万円控除特例が見直されたとか。どのようなになったのですか？

A. 老人ホーム等に入所していた場合でも一定の要件を満たせば、この摘要が受けられることとなりました。

空き家に係る3,000万円控除特例とは、相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から平成31(2019)年12月31日までの間に譲渡して、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から3,000万円を控除してくれるという制度です。

平成31年の税制改正では、この特例について、老人ホーム等に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次の要件その他一定の要件を満たせば、相続開始直前において、その被相続人の居住の用に供されていたものとして、この特例が適用できることとされました。

- ①被相続人が要介護認定等を受け、かつ、相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと
- ②被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始の直前まで、その家屋について、被相続人による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/h31aramashi.pdf>

## 消費税

### ★ 免税事業者から課税事業者になった場合

Q. 当社は、今期から消費税の課税事業者になります。免税から課税になる場合、何か注意することはありますか？

A. 棚卸資産にかかる消費税額の調整がありますので注意してください。

消費税法では、原則として、その課税期間の課税売上高が1,000万円を超えると消費税の課税事業者になるとしています。

これまで、免税事業者が課税事業者になった場合は、棚卸資産にかかる消費税額の調整をしなければなりませんので注意してください。

棚卸資産にかかる消費税額の調整とは、免税事業者が免税であった課税期間に仕入れた商品等にかかる消費税は、その商品等を売り上げたとしても控除することができず、課税事業者に比べ不利になることから、免税事業者から課税事業者になった課税期間において前期から繰り越された商品等がある場合は、その商品等にかかる消費税額を控除対象仕入税額に加えて調整しようとするものです。

ちなみに、逆に課税事業者から免税事業者になったときには、課税事業者であった課税期間の期末商品等に係る消費税額は控除することができないこととなっています。

### ★ 簡易課税の事後選択特例

Q. 消費税の軽減税率が導入される場合には、簡易課税の事後選択特例が適用できるとか。どのような内容のものなのですか？

A. 消費税の簡易課税制度は、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに所轄の税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

しかし、軽減税率制度が導入された場合には、複数税率に対応するシステムの改修が間に合わないことなども想定されることから、基準期間が5,000万円以下の課税事業者については、2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間において、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合、届出書を提出した課税期間から簡易課税制度が受けられる(簡易課税の事後選択特例)こととなっています。

なお、2023年には、インボイス制度が導入され、仕入税額の計算方法が割戻し計算から積上げ計算に変更になりますが、このインボイス制度が導入される時には、この簡易課税の事後選択特例の適用はありませんので、注意してください。

ちなみに、この簡易課税の事後選択特例の適用を受けようとする事業者は、2019年7月1日から届出書を提出することができることとなっています

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067\\_12.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_12.pdf)